

令和4年度事業計画

事業計画の策定にあたって

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中、当協会が実施予定の事業が延期や中止を余儀なくされた一方、ウェブ会議などが定着し、働き方の変革が一層進んだ年であった。また、今年度は令和5年開催予定の全国大会（鳥取・島根大会）に向け、着実に準備を進めることが求められる。

このような中、建築士法に規定された団体として、様々な課題に対して日事連及び関係団体と連携しながら公益的活動の実施を推進し、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図りながら、団体による自律的な監督体制の確立に向けて今まで以上に努力する。

事業計画

1. 総務・企画に関すること

(1) 構成員（会員）の増強等組織の拡充

- ・講習会、事務所登録の新規・更更新続の機会等の色々な機会を通じて、建築士事務所協会の紹介や加入促進に向けたパンフレットの配布、キャンペーン事業の実施等、建築士事務所のPRと加入促進を行う。（県内の登録事務所の30%加入を目標とする）

(2) 建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務の実施

(3) 第44回建築士事務所全国大会（熊本開催）への参加計画の調整

- ・開催日：令和4年9月30日（金）
- ・開催場所：熊本

(4) 令和5年第45回建築士事務所全国大会（鳥取・島根共催予定）の実施体制の検討、調整

(5) 既存住宅状況調査に係る相談への対応

(6) 行政機関等との相互連携の調整及びその事業推進に係る業務協力の統括

(7) 協会の運営に関わる関連諸規定の整備

(8) 建築士事務所の業務の適正化、倫理の確立

(9) 他の委員会に属さない事業への処理・対応

2. 広報・編集に関すること

(1) 協会の広報活動の実施

- ・ホームページを活用した広報活動の充実を図り、迅速な情報提供を幅広く行う。
- ・広報誌：会報「建築とっとり」を編集・発行し、諸機関に配布するとともにホームページへ掲載して情報発信する。

(2) 建築士事務所のキャンペーンの実施

- ・建築士法に規定された団体としての社会的意義及び役割等について、会員事務所、未加入事務所、県民へ周知するためのキャンペーンを、他団体主催のイベント等に参加して「住

まいの無料相談会」を主体として実施する。

(3) 建築C P D情報提供制度の活用推進のための情報提供

- ・認定対象となる講習会の開催にあたっては、建築C P Dの認定を取得する。

3. 業務・技術に関すること

(1) 法定講習及び知事指定講習の円滑な運営・実施への協力

- ・登録講習機関（公財）建築技術教育普及センター、（一社）日本建築士事務所協会連合会、及び（一社）鳥取県建築士会と連携しながら、円滑な講習会の運営・実施を図って行く。

①「建築士定期講習」（法定講習）の開催（建築士会と共催）

年度を4期に分けて、建築士会と分担して講習会を開催してきているが、今年度の講習会は、建築士事務所協会が第2期及び第4期に各1回の講習を実施する。

- ・第2期 令和4年 8月 伯耆しあわせの郷 定員40名
- ・第4期 令和5年 2月 伯耆しあわせの郷 定員40名

②「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」（知事指定講習）の開催

建築士事務所の管理建築士及び開設者の資質向上を図り、業務の健全な発展に寄与するため、知事指定を受けて講習会を行う。

(2) 業務・技術に関する講習等の実施

① 技術講演会、講習会、研修会、視察等の企画構築

- ・県外研修会の実施

② 日事連企画講習等

- ・「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施
- ・「工事監理ガイドライン」に関する講習会の実施

(3) 「既存住宅状況調査技術者講習」及び「適合証明技術者業務講習」の実施

- ・既存住宅状況調査技術者講習の新規、更新講習の実施
- ・適合証明技術者業務講習（既存住宅状況調査技術者登録が受講要件）の実施

(4) 設計業務他に係る図書等の編集・発行

- ・建築工事仕様書の編集等

(5) 既存木造住宅（民間）の耐震診断等業務の協力

- ・各市町村が実施している木造住宅耐震診断業務の推進への協力
- ・木造住宅耐震診断委員会の開催（随時）

(6) 高齢者居住住宅（民間）の改修事業への協力

- ・高齢者居住住宅（民間）の改修に際し、助言等を行う指導員（建築士）を派遣する事業（行政機関が実施）への実施協力

(7) 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進

4. 建築士事務所登録等の業務に関すること

「指定事務所登録機関」として、県と綿密な連携を図りながら適正な建築士事務所登録等の業務を実施する。

5. 地域研修・研究事業活動に関すること

- ・地域毎に独自の研修・研究事業に取り組み、技術等の研鑽・知識の向上を図るための活動を実施するとともに、地域まちづくり・住環境整備等の支援事業にも取り組む。

6. 建築物耐震化の推進に関すること

(1) 既存建築物耐震診断等評定業務の実施

- ・鳥取県耐震診断等評定委員会及び専門委員会の開催
- ・評定対象建築物 3棟程度を予定（公共施設）
- ・評定委員会 1回程度を開催予定
- ・専門委員会 評定委員会に合わせて開催し、予備審査・修正確認審査を実施する。

(2) 耐震診断・耐震改修に係る相談対応業務の実施

- ・相談窓口を設置し、建物所有者からの様々な耐震診断・改修に係る相談に応じる業務を実施

(3) 行政機関が実施する耐震化推進事業への協力

- ・行政機関が所管する建築物の耐震診断・改修等への実施・協力

7. 特定建築物の定期調査等の推進に関すること

(1) 特定建築物の定期調査業務（民間）

- ・特建審査委員会の開催（随時）

特定行政庁への報告提出期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(2) 特定建築物の定期点検等に係る調査業務への協力（公共施設）